|  |
| --- |
| **「さきしまコスモタワーデジタルアートライトアップ事業（仮称）」**  **企画提案公募仕様書** |

１　事業名

さきしまコスモタワーデジタルアートライトアップ事業（仮称）

２　事業目的・概要

　　大阪府では、「大阪・関西万博（以下「万博」という。）」の会場からも目視可能なさきしまコスモタワー（咲洲庁舎）の外壁を活用し、「光」でアートを表現する機会を創出し、今後の活躍が期待される気鋭のアーティストや学生等に、作品（デジタルアート）の創作や発表等の活躍の機会を提供する等、人材育成に資する取組みにより、大阪におけるアート活動の振興を図ること、また、万博への機運を醸成するとともに、アートによる都市魅力の向上を図り、大阪への誘客につなげることを目的に、「さきしまコスモタワーデジタルアートライトアップ事業（仮称）」を実施します。

３　履行期間

契約締結の日から令和７年１１月３０日（日曜日）まで

４　委託金額の上限額

２年総額　1３１,１８９,000円（消費税及び地方消費税を含む）

＜各年度の上限額＞

　　令和６年度　45,871,000円（消費税及び地方消費税含む）

　　令和７年度　85,318,000円（消費税及び地方消費税含む）

※本事業を履行するために必要なすべての経費を含む

５　履行場所

　（１）名称　さきしまコスモタワー（大阪府咲洲庁舎）

　（２）住所　大阪市住之江区南港北1-14-16

６　委託業務概要

「さきしまコスモタワーデジタルアートライトアップ事業（仮称）」について、大阪府と協議・調整を行いながら、以下（１）～（４）の企画・運営業務を行う。各業務の具体的な内容や仕様書に定めのない事項については、大阪府と協議の上、決定すること。

（１）さきしまコスモタワー北側での光を使ったデジタルアートの作成及び総合演出の構成  
（２）デジタルアートの投影、機器の選定、搬入、設置、運用、メンテナンス、撤去等の実施

（３）プログラムへの視線誘導や周知にかかる業務

（４）その他付帯業務

７　委託業務内容

６（１）～（４）の委託業務内容は、以下のとおり。これらに基づき提案し、実施すること。各提案を求める事項については、イメージパースを用いるなど、わかりやすく具体的に提案すること。

（１）さきしまコスモタワー北側での光を使ったデジタルアートの作成及び総合演出の構成

・さきしまコスモタワー北側の外壁に投影等するデジタルアートを作成すること

・また、さきしまコスモタワーは全館消灯が不可のため、それを踏まえてデジタルアート及び総合演出

を作成すること。

・投影は、さきしまコスモタワーの北側とし、次の投影可能想定範囲内とすること。

- さきしまコスモタワー１８階以上３９階以下の北側前面及び北側後面

　 - さきしまコスモタワー４０階以上51階以下の北側前面

※展望台除く

※１階～１７階除く

※民間事業者等が入居している階（4０階以上51階以下）については、了承が得られない場合、投影ができない可能性があります。

51F以下

39F以下

18F以上

投影可能想定範囲

(青色部分）

・その他、光を使い、より効果的な総合演出をすること。

・デジタルアート及び総合演出は、万博会場から視認できるものを前提として作成すること。

・デジタルアート及び総合演出は、万博の機運醸成を目的として実施すること。

・デジタルアート及び総合演出は万博のナショナルデーや時間帯、季節等に応じてデジタルアートや

演出を切り替えるなどにより、万博来場者、観光客等の興味や関心を得られるように工夫すること。

・デジタルアートの一部については、気鋭のアーティスト、学生等のアイデアを踏まえたものとすること。

　　　　・デジタルアートは、本プロジェクトにおいて製作されるオリジナル作品のみとし、第三者の著作権、肖像権を侵害したり、著しく風紀を乱す恐れがある作品、公序良俗に反する作品を製作及び投影しないこと。

　　　　・デジタルアートには、企業名や企業ロゴ等の企業イメージを連想させる映像は使用しないこと（協賛をのぞく）。

・なお、デジタルアート及び総合演出の内容の決定にあたっては、大阪府と協議すること。

【提案を求める事項】

1. さきしまコスモタワー北側の投影可能想定範囲において、上記の条件を踏まえて、どのように光を使ったデジタルアート及び総合演出を実施するのか提案してください。
2. これまでに類似の事業実績がある場合は、その内容を示してください。

（２）デジタルアートの投影、機器の選定、搬入、設置、運用、メンテナンス、撤去等の実施

1. 投影

・投影期間は、万博開催から閉会までの期間（令和７年４月１３日（日）から１０月１３日（月）まで）の１９時から２２時を基本とし、大阪府が指定する期間及び時間帯とする。

　　　　・投影期間に先立って、事前に試験投影を行うこと。試験投影の実施日及び時間帯については、大阪府と調整の上、実施すること。また、試験実施を行った結果を踏まえて調整等を実施すること。その際に変更・改善の指示があった場合は即座に対応すること。

・デジタルアート及び総合演出の実施にあたっては、光が入ると想定されるさきしまコスモタワーの窓（内側）に目張り等をするなど、レーザーや光の影響に配慮することとし、当該作業に際しては、大阪府との事前協議の上、進めること。

・周囲に住宅等があるため、投影にあたっては十分に注意を払うこと。

・投影にあたっては、さきしまコスモタワーの躯体等に損害を与えないこと。

・投影にあたっては、さきしまコスモタワーは、宿泊施設、企業が入居し、また一般利用者が使用することに鑑み、施設の通常利用に影響のない範囲で投影等を行うこと。

・投影にかかる工事、電気代、投影場所の使用にかかる費用等は、本事業の委託料に含むものとする。

1. 機器の選定

　・受注者は、万博会場からも視認ができ、万博会場とさきしまコスモタワーとの位置関係等にも留意

のうえ、当該事業に適した機器を選定すること。

　・環境に配慮し、適切なエネルギー使用を心がけること。また、グリーン電力（風力・太陽光などの再

生可能エネルギーによって発電された電気）の使用に努めること。

1. 投影場所

・万博会場からも視認ができ、より効果的な事業となるような投影場所（機器等の設置場所）を提案すること。

　　　　・投影場所（機器等の設置場所）が、第三者所有の土地・建物となる場合は、事前に大阪府と協議を行った上で、当該第三者と調整を行うこと。

　　　　・投影場所（機器等の設置場所）が当該第三者と調整が必要な場合は、それにかかる経費についても、本事業の委託費に含むこと。

1. 機器の設置撤去に関する基本事項

・機器の設置撤去においては、工事用足場などは堅ろうかつ安全に設け、必要に応じてエリアを囲うなどの安全対策を講じるなど十分に安全を確保し、道路交通法等の関係法令を遵守し、必要に応じて管轄機関と事前協議し、必要な届け出等を行うこと。また事前に安全対策体制等を大阪府へ届け出ること。

・発電機等を使用する場合は、発電機等は周囲から見えないよう保全対策を行うとともに、発電機の設置に際し、管轄消防署と事前協議を行い、必要な書類を作成・提出すること。また事前に安全対策体制等を大阪府へ届け出ること。

なお、発電機の燃料費については、本業務の委託料に含むものとする。

・配線や設置物は、機器設置場所の利用者、歩行者や自転車等の障害とならないよう対策を講じ、安全面やいたずら等への対応についても十分に検討すること。

・大阪府及び関係者との協議調整を迅速に実施し、実施計画および安全対策を適切に実行すること。

・設置日、及び撤去日については、関係機関等の指示により延期や変更を行う場合がある。

・環境に配慮し、適切なエネルギー使用を心がけること。また、グリーン電力（風力・太陽光などの再生可能エネルギーによって発電された電気）の使用に努めること。

・樹木に損傷を与えないこと。樹木への番線、針金等でのくくり付けをする際は必ず養生を行い、枝の切断はしてはならない。

ア　設置撤去内容

　設置撤去は、受注者が行う詳細設計に基づき、関係機関等と調整を図りながら実施すること。

イ　施設の保全

　受注者は、機器設置場所、既設構造物を汚染し、又はこれらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧しなければならない。

ウ　安全管理

受注者は、設置撤去の安全管理にあたって、以下の事項によらなければならない。

　・受注者は、設置撤去にあたり、常に細心の注意を払い、関係法令等を遵守し公衆および従業員の安全を図らなければならない。もし、設置撤去中に事故が発生した場合には、直ちに大阪府に通報するとともに、事故報告書を提出しなければならない。

　・設置撤去中は所要の人員を配し、現場内の整理、整頓および保安に努めなければならない。

　・重要な工作物に近接して設置撤去を行う場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置および連絡方法等について大阪府と協議しこれを厳守しなければならない。

　・油等の危険物を使用する場合には、保管および取り扱いについて、関係法令等の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。

　・設置撤去時に関係者以外の立入りを禁止する必要がある場合は、大阪府及び関係者の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をしなければならない。

　・現場の秩序を保つとともに、火災、盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

エ　事前調査

　受注者は、設置撤去に先立って現地の状況、周辺で行われる工事、その他について綿密な調査を行い、実状を十分に把握しなければならない。

オ　運搬

　搬入時等に既設構造物等に損傷を与えた場合は、全て受注者の責任において修復しなければならない。

キ　現地設置撤去

　設置撤去にあたり、下記の点に留意すること。

　・設置方法および工程の検討にあたっては、現地の状態を十分に調査のうえで詳細に行うこと。

　・歩行者の動線を確保すること。また、作業車等の動作時には歩行者の安全を確認するための人

　　員を配置すること。なお、交通規則の範囲と方法についての詳細は関係機関との協議等により定めるものとする。

　・物品の破損事故等があった場合には、応急対応するとともに別途指示する緊急連絡先に連絡を行うこと。

　・機材の設置等に際し、改修工事等を実施した場合は、委託金額の範囲内で撤去の際に現状復帰を行うこと。

1. 機器の運営（メンテナンス等を含む）

・投影期間中、機器のメンテナンスを、大阪府と事前協議のうえ、定期的に行い、デジタルアート及び総合演出が滞りなく実施されるよう対応すること。なお、メンテナンス頻度が増える場合は、予備機と交換する等、適宜メンテナンスに対応できる体制を整えること。

・管理・運営費は極力抑えること。特に、機器の電源については、発電機を使用するのではなく、送電線や分電盤等からの分配による電力確保等を優先すること。

【提案を求める事項】

① 本事業を実施するにあたり、機器の選定や想定される設置場所等について提案してください。

② 実施にかかる作業スケジュールや人員体制について提案してください。

③ メンテナンスにかかる体制について提案してください。

④ 設置、撤去等にかかる管理体制について提案してください。

⑤ 実施にかかる周辺環境への配慮や安全対策について提案してください。

(３) プログラムへの視線誘導や周知にかかる業務

・万博来場者および舟運やその他の方法による万博会場への往来者が、さきしまコスモタワーを目視するような視線誘導の方法や周知について提案すること。

・あわせて、本プログラム実施について広く周知すること。周知にかかる費用は、協賛等を得て実施すること。（協賛については（４）②を参照すること。）

・視線誘導や周知等の実施にあたり、肖像権及び著作権に関する調整については受注者の責任において行うものとし、その際、事業の期間中及び事業終了後において、大阪府の紙媒体、ホームページやＳＮＳ等での写真掲載、動画配信をすることに同意を得ること。

【提案を求める事項】

・効果的な視線誘導や周知方法、協賛について提案してください。

(４)　その他付帯業務

①連絡調整

・本事業に関連する連絡調整にあたって、電子メールやファクシミリを使用する場合は、内容の確認を徹底するとともに、メール配信システムを利用する等、誤送信等に十分留意すること。

・大阪府と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら事業を推進するとともに、大阪府からの事業に関する調査に協力すること。

・関係機関との連絡会議や主要な会議には、原則として、大阪府とともに同席すること。また、会議では必要に応じて説明等を行うほか、事前資料の作成等、準備を行うこと。

②協賛等に関する提案

・広告協賛、コンテンツの充実につながる協賛等の獲得に努めること。

（協賛の獲得にあたっては、セールスシートを作成し、大阪府に提出、共有すること。）

・協賛等にあたり、必要に応じて協賛者と協議、調整を行うこと。なお、協賛により得られた、資金や物品については、委託料に加えて、本事業にのみ使用すること。

③書類の保存等

・経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について年度ごとに整理・保管（５年間）し、大阪府からの請求があった場合、速やかに提出すること。

④その他

・組立保険、施設賠償責任保険、傷害総合保険、事業参加者傷害保険、施設入場者傷害保険等適切な保険に加入すること。

・その他本業務の遂行に必要な事務・作業について、大阪府と調整のうえ、対応すること。

・その他事業全般にかかる企画調整・管理運営に関し、大阪府の求めに応じて、大阪府と協議の上対応すること。

・本事業に関する安全対策を適切に行うこと。

・本事業に必要な一切の経費については、委託金額の範囲で受託者が支払うこと。

７　成果物の納入とその時期

　　本業務の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。

※なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 成　果　物 | 内　　　　容 | 納入時期 |
| １．業務実施計画書 | ・業務の実施体制・実施内容・スケジュール等を業務実施計画としてまとめたもの | 契約締結日から  １４日以内 |
| ２．業務完了通知書 | ・Ａ４サイズ１部を提出すること。 | 契約満了日まで |
| ３．業務報告書 | ・A4サイズ１５部及びポータブルハードディスクにも格納し提出すること。  ・成果物等の所有権及び著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。  　※業務報告書は、実施概要、収支決算書、実施記録（実施内容がわかる写真）等を含めて作成すること。 | 契約満了日まで |
| ４．業務に関して作成した全ての成果物 | ・マニュアル、作成した広報物データ、プログラムの記録写真や映像データなどについては、ポータブルハードディスクに格納し提出すること。 | 契約満了日まで |
| ５．報道実績報告書 | ・掲載された記事（著作権に留意）、ホームページなどのＷｅｂ情報、ＳＮＳ、テレビ等での放送動画について、取りまとめた報告書をポータブルハードディスクに格納し提出すること。  ・テレビ等での放送動画については、ポータブルハードディスクに格納し提出すること。 | 契約満了日まで |

８　委託業務の一般原則

(1)　受注者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務実施上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。

（２）本事業の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じること。

（３）受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を

　　　　大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。

（４）受注者は、業務の過程において大阪府から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。

（５）受注者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、委託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（６）業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

（７）本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属するものとする。

（８）再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議の上、決定することとする。

（９）本事業実施にかかる航空局、警察、大阪府・大阪市の関連部署等の関係機関との調整、届け出等および地元・さきしまコスモタワー入居者等との調整は、大阪府へ事前調整の上、受注者において行うこと。

（１０）公益社団法人2025年日本国際博覧会協会との調整については、大阪府とともに行うこと。

９　権利義務の帰属

(1)成果品の帰属等

・本事業の実施により得られた成果品、情報等については、大阪府に帰属する。

・成果品は、委託業務終了後も大阪府ホームページやSNSアカウント等において掲載する。

(2)著作権及び個人情報の保護等について

・本事業の成果物及び成果物に使用するため制作したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第２１条から第２８条に定める権利を含む）、情報（個人情報を含む）等については、大阪府に帰属するとともに、本事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。

・受注者及びデジタルアートの作成者は著作者人格権を行使しないものとする。

・本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。

・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

・本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

1０　その他

(1)受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

(２)見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。

(３)大阪府は特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費を含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。

(4)全ての証拠書類は業務終了後、翌年度４月１日から起算して５年間保存しなければならない。

(5)個人情報の取扱いについては公募要領別記の特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から受注者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。

≪同特記事項第8（10）に定める個人情報保護のための必要な措置≫

　業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（業務開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。受注者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

（6）受注者は、契約締結後、定期的に本業務の実施状況を書面により大阪府に報告すること（報告様式は別途協議）。

（7）受注者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。

（8）大阪府は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

（9）紛争が起きた場合、受注者の責任にて当該紛争等を解決するものとし、大阪府は一切の責任を負わないこととする。

（10）委託業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受注者で協議の上、業務を遂行すること。

(11)その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。